

水生生物の保全に係る水質環境基準について

- 公共用水域の水質については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき水質汚濁に係る環境基準が定められている。
- 水質汚濁に係る環境基準は、表1のとおり「人の健康の保護に関する環境基準」（健康項目）と「生活環境の保全に関する環境基準」（生活環境項目）に分けられている。
- このうち、pH、BOD等の生活環境項目については、河川、湖沼、海域の区分ごとに利水目的に応じて水域が類型化され、その水域類型ごとに基準値が設定されている。
- 平成15年11月、化学物質による水生生物への影響を防止する観点から、水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）が追加された。
- 水生生物保全環境基準は、生活環境項目に位置付けられており、表2のとおり水生生物の生息状況に応じて水域が類型化され、その水域類型ごとに全亜鉛の基準値が設定されている。
- 淡水域での生物Aの冷水性の魚介類と生物Bの温水性の魚介類について、表3のとおり例示されている。

表1 水質汚濁に係る環境基準

区分	項目の種類等	基準の適用方法
人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）	27項目（カドミウム、鉛等）	全国で一律基準が適用される
生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）	8項目（pH、BOD又はCOD、SS、D ₀ 、大腸菌群数、油分等、全窒素、全燐）	水域を利用目的により類型化水域類型ごとに基準値を設定
水生生物保全環境基準	1項目（全亜鉛）	水域を水生生物の生息状況により類型化水域類型ごとに基準値を設定

表2 水生生物保全環境基準の概要

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛基準値
河川及び湖沼	生物A	イwana、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
海域	生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下

備考 1 全亜鉛基準値は年間平均値
 2 比較的低温域（冷水域ともいう）及び比較的高温域（温水域ともいう）を区分する水温の目安は、平均水温15 程度とされている。

表3 淡水域における水域類型に対応する魚介類の分類

生物A （冷水性の魚介類）	生物B （温水性の魚介類）		その他
アマゴ・サツキマス ヤマメ・サクラマス イwana・アメマス カラフトマス サケ（シロザケ） ニジマス ヒメマス・ベニザケ カジカ（大卵型）	ウグイ シラウオ オイカワ フナ類 コイ ドジョウ ナマズ 回遊性ヨシノボリ類 ウナギ	ボラ スジエビ テナガエビ ヒラテテナガエビ ミナミテナガエビ ヌカエビ モクズガニ マシジミ ヤマトシジミ	アユ ワカサギ

出典：「水生生物の保全に係る環境基準の類型指定について」（平成18年6月30日環境省水・大気環境局水環境課長通知）より作成

（参考）水質環境基準の水域類型の指定について

- 水質環境基準については、環境基準の類型が指定されることにより、その水域について環境基準が適用され、その達成状況が評価されるものである。
- 環境基本法第16条第2項の規定に基づき、「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）」に定める水域以外の類型指定に関する事務は法定受託事務として、当該水域の属する都道府県知事が行うこととされている。
- 類型指定に当たっては、目標達成のための施策との関連に留意して達成期間を設定することとされており、達成期間は次の3区分とされている。
 - 直ちに達成
 - 5年以内で可及的速やかに達成
 - 5年を超える期間で可及的速やかに達成

水質環境基準の水域類型の指定フロー

